

経済産業省

## 第1回 データの越境移転に関する研究会

### 議事要旨

#### ■ 開催概要

---

<日時> 令和3年11月1日(月) 17:00~19:00

<場所> オンライン会議 (Teams) みずほリサーチ&テクノロジーズ主催

#### ■ 出席者

---

<委員> (座長以下50音順)

山本座長、渥美委員、生貝委員、北村委員、鬼頭委員、工藤委員、黒崎委員、佐藤委員、藤井委員、藤原委員、増島委員、若目田委員

<プレゼンター>

西村あさひ法律事務所 弁護士 石川智也氏、津田麻紀子氏

<オブザーバー>

個人情報保護委員会事務局、デジタル庁、総務省 国際戦略局、外務省 経済局

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 国際室、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

#### ■ 議事次第

---

##### 1. 開会

- (1) 開会・資料確認及び議事運営について (事務局)
- (2) 経済産業省挨拶
- (3) 座長御挨拶
- (4) 委員御挨拶

##### 2. 議事

- (1) 研究会の趣旨及び検討の進め方等について (事務局)
- (2) 諸外国の規制制度等の動向について (西村あさひ法律事務所)

##### 3. その他 (事務連絡)

##### 4. 閉会

## ■ 配布資料

---

### 議事次第

- 【資料1】データの越境移転に関する研究会 委員等名簿
- 【資料2】議事の運営について（案）
- 【資料3】事務局説明資料
- 【資料4】データの越境流通に関連する諸外国の規制制度等調査事業報告書（概要版）

## ■ 討議要約

---

### <研究会全体のスコープについて>

- 各国が様々な国内規制を設けている中で、自由なデータ流通を実現していくために、国際的な調整の仕組みを用意することが必要である。
  - 本研究会を通じて、国際法の調整原理の基礎とされる共通原則を抽出する際に参考とすべきアプローチ等についてご議論をいただけるとよい。（事務局）
- DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼ある自由なデータ流通）を国際的な仕組みとして位置付けるにあたり、どのような規模で取り組むことを想定しているのか。特定地域や二国間の関係に限定するのか、グローバルな規制を目指すのか。
  - 価値観に近いG7の各国から議論を始め、G20へと広げることを想定している。本研究会の趣旨は、データの越境移転ニーズの類型化に基づいて、各国間の課題を発見し調整するための議論を促すことである。日本が問題を提起することで、G7等の場でDFFTの議論を具体化できるようなものとしたい。（事務局）
- 今回の議論では静的なガバナンスの在り方に重点が置かれている印象を受けるが、動的なガバナンス体制を構築するアプローチも重要である。データ流通の分野においても「アジャイル・ガバナンス」の考え方が必要ではないか。
  - 当省の「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2：アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」報告書との連携については、検討を行っている。（事務局）
- 今回の研究会における議論は、国内規制の調整に特化するもので、国際安全保障については範囲とならないという認識でよいか。
  - 我が国にとっての安全保障の観点からデータをどのように取り扱うべきか、という点について、本研究会でご議論いただくことに問題はない。（事務局）
- 外国に対して日本が守るべきものを重視するアプローチと、各国に共通する利益や根拠を見出して多国間で規制を検討するアプローチの2つが考えられるが、本研究会では後者のアプローチを採るという理解でよいか。
  - G7を念頭に、ある程度共通の考え方が抽出されるとよい。（事務局）

### <OECD のフレームワークについて>

- データの越境移転に関するルール形成を検討するにあたっては、国内法か国際法かという二元論に捕らわれることなく、それぞれの関係性、射程やメリットとデメリットを検討し、どのようなアプローチが適しているのか、様々な可能性から探るのが良いのではないかと。
- 民間における標準化の取組も DFFT を実現する手段として重要なのではないかと。EU ではデータガバナンス規則や GAIA-X といった民間の枠組みを通じてトラストを担保する取組が展開されている。

### <データローカライゼーションの是非について>

- データローカライゼーションに関する議論においては PRISM（米国監視プログラム）の影響が大きかったと認識している。このようなガバメントアクセスの脅威が実際の問題としてどの程度存在するのか、併せて考える必要がある。
- データローカライゼーションを検討している新興国の事情を把握することは重要である。その上で、日本においてもデータローカライゼーションが必要だという主張が見られるため、我が国としての必要性についても考える必要がある。
- 各国の様々な懸念を軽減するトラストはどのようなものであるべきか、議論が必要である。新興国の立場からすれば、データフリーフローでは先進国に囲い込まれる不安がある。そのような不安を軽減するためにはどのような仕組みが必要か、競争政策やデータアクセス法制を含めて考える余地があるのではないかと。
- 実際問題として、日本の Consumer Data が一方的に国外に流れているという現実があり、多大な影響を受けているセクターもある。そうした状況に対して、少なくとも Reciprocal に対応するツールとして、広い意味でのローカライゼーションは排除するべきではない。

### <企業のニーズについて>

- 日本との関係や分野・領域等によって各国の事情は異なる。データの種別等の観点からも整理できるとよい。
- 実務家の視点に立つと、直接的な規制と間接的な規制が存在する。EU のデジタルプロダクトパスポートでは、データの流通はオープンであるとしながらも、データを扱う法規がサプライチェーン全体を対象とすることで間接的な規制が行われている。
- 対応しなければならないルールの範囲が拡大している。事業者側は、様々な国で規制が制定される中で、それらに追いつくことで精一杯となっている。本研究会では、ルールを作るルールについても議論できるとよい。
- DFFT の狙いは、データ流通に関わる関係者のペインポイントを解消することにあるため、今後の取組によってペインポイントの解像度が上がることを期待している。

- G7 への提案に当たっては特定の業種の課題なのか、業界横断的な課題なのかといった整理を行い、日本政府として解消すべきポイントがどこにあるのかを特定できるとよい。また、センシティブで合意に時間がかかる競争領域と、カーボンフットプリントやデューデリジェンスといった協調領域を整理することも重要である。
- G7 でのアウトプットを目指しつつ国内法の調整を行うということであったが、相手国でも同様のニーズがある分野やセクターが無ければ合意は難しいのではないかと。米国や EU と議論する場合はどのようなものになるのか。政府同士の場に限らず、民間にも開かれたフォーラムを活用してもよいのではないかと。

#### <新興国について>

- 将来的には、各国の各論に立ち入る中で、インドの農業データやベトナムの E コマースといった相手国のビジネスニーズについても深掘りする必要がある。
- 対象国にベトナムが挙げられているが、DFFT が先進国の概念として捉えられることが多い中で、ASEAN 諸国を包括的に交渉相手に選んでいくことは、DFFT が新興国にとってもメリットが享受できるものと示すよいメッセージになる。
  - ➔ ベトナムは規制が特殊であり、国内企業からも不安の声が多く上がっていることから対象とした。DFFT が先進国の押し付けであると受け取られることは好ましくないため、G20 等の場に議論を持ち込むことを踏まえると、ASEAN 諸国を分析の範囲に組み込むことは重要だと考えている。(事務局)

#### <全体のまとめ>

- 企業のニーズを整理し、データ越境移転における課題を可視化していくボトムアップかつ実務的なアプローチに対して、多くの委員から賛同をいただいた。その上で、このアプローチについては、協調領域や相手国と一致した領域によって国際社会への打ち込み方が変わるのでないかとの指摘もあり、今後の議論が必要である。
- 論点として、ガバメントアクセスやデータローカライゼーションの問題が指摘された。また、越境移転をどのように定義するのかという点についても整理する必要があると考えられる。加えて、議論の対象となるデータとは何か、何が個人情報にあたるのかについても整理する必要がある。今後議論する上で、これらの論点について検討を進めていきたい。

以上

#### <お問い合わせ先>

商務情報政策局 国際室  
電話：03-3501-1843